平成２３年（フ）第４３６号
埼玉県本庄市若泉１丁目６番18―914号
破産者　栗田　真裕
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１１号
千葉県柏市新逆井２丁目３番12号
破産者　中村　愛子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２３号
千葉県流山市流山５丁目20番地
破産者　海老原道昭
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７５０６号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目６―14
破産者　木下　春夫
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８５号
東京都千代田区神田神保町２丁目15番地
破産者　株式会社冨士屋
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６５号
大阪府八尾市栄町１―１―３
破産者　ターザン株式会社
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４８号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目17番19号
破産者　株式会社オガタ
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５９号
大阪府大東市灰塚５―13―87、商業登記簿上の本店所在地大阪市城東区古市１丁目１番21号
破産者　株式会社Ｌｅａｆ
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６５０号
大阪府高槻市南平台４丁目25番９号
破産者　株式会社セオハウスコウプ
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１６号
大阪市城東区東中浜６丁目15番６号
破産者　日光シャツ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６６号
堺市中区深井東町3139番地
破産者　株式会社惠工研
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県大牟田市大字歴木738番地２
破産者　有限会社坂口土建工業
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１４５号
茨城県結城市新福寺３丁目12番地４　ヒーローマンション城南Ｂ101、商業登記簿上の住所茨城県結城市大字結城6932番地
破産者　有限会社小松支店
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９号
群馬県前橋市朝倉町４丁目11番地１　メゾンはちまんやまＡ―202号
破産者　富田　智恵（旧姓天路）
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県行田市棚田町３丁目７番地42
破産者　有限会社マーデント
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４８４号
東京都西東京市北町１丁目７番３号ＳＫマンション302号
破産者　菊地　一貴
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７１号
東京都東村山市青葉町３丁目32番地21コーポ秋津107
破産者　鈴木　雪男
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８３号
東京都西東京市下保谷２丁目８番18号
破産者　株式会社Ｋ２クリエイト
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
横浜市中区本郷町３丁目265番地１　ペニーローヤル101号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市南区平楽148番地の３横浜ダイカンプラザスポーツメント619号
破産者　有限会社建翔
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４２号
静岡市葵区安倍口新田１番地の１
破産者　伏見工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４３号
京都府木津川市山城町綺田浜18番地
破産者　伸宏建設工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係